日本税務会計学会

平成19年9月 月次研究会

使用人兼務役員の役員分給与額・使用人分給与額

-常務に従事する役員の判定基準(法基通9-2-54(注1))に関連して-

はじめに

特殊支配同族会社の役員

兼務役員のうち、その者に 中で注目すべき見解が示さ された法人税法基本通達の あったが、平成19年に公表 ばいかなる場合に含まれる あるのか、またあるとすれ れた。すなわち、「使用人 のか、関心のあるところで 兼務役員が含まれることは 条第1項括弧書)との規定 用に関して、法人税法は をおいている。この「常務 るものに限る」(法法第35 者の総数が、常務に従事す 従事する業務主宰役員関連 に従事する役員」に使用人 る役員の総数の半数を超え 給与の損金不算入制度の適 「業務主宰役員及び常務に

2-5(平1)課 法2-3追 該当しない。」(法基通9-単に取締役会の構成員とし する役員』に該当するが るような者は『常務に従事 与を超える」場合とはいか て「役員としての職務に対 加][注1])との規定であ 定に参画するだけの者は としての職務に対する給与 なる場合を想定しているの する給与がその会社の使用 て業務執行に関する意思決 の職務に対する給与を超え がその会社の使用人として 人としての職務に対する給 『常務に従事する役員』に 使用人兼務役員におい

役員給与の考え方会社法における使用人兼務 であろうか

役も使用人を兼務すること 員会設置会社における取締 ことが禁じられている(会 計参与は使用人を兼務する 33条3項1号)。また、委 社法第335条2項、第3 会社法では、監査役と会 味することになる。

が禁じられている(第 ける使用人兼務取締役を意 て、会社法において、使用 331条3項)。したがっ 会設置会社以外の会社にお 人兼務役員といえば、委員

対する役員給与のうち役員 桂 濱田 [雪谷] 制階級上の地位として広く 用人兼務取締役たるポスト の地位を取締役が兼務して のであり、代表取締役の指 が、年功序列や終身雇用を それがあるからである。使 役監督権限が形骸化するお いては、取締役の代表取締 揮命令下におかれる使用 役の地位と雇用契約で結ば 積極的に認めているわけで 極的に黙認しているのが会 文規定がないことから、消 普及していること、会社法 前提とした我が国企業の職 は、本来対立関係にあるも れている使用人の地位と 任契約で結ばれている取締 はない。そもそも会社と季 において兼務を禁止する明 社法の立場である。 人兼務取締役という存在を 会社法の条文の中に使用

なく、使用人を兼務してい へ兼務取締役という言葉は

使用人兼務役員給与の考え方法人税法における

与を、役員としての職務に 務役員に対して支給する給 の」(法法第3条第5項) の職務に対する部分とに区 と定義している。使用人兼 しての職務に従事するも 有し、かつ、常時使用人と 長、課長その他法人の使用 務役員を「役員のうち、部 対する部分と使用人として 人としての職制上の地位を 法人税法では、使用人兼 しての使用人兼務役員は、 としての職務と使用人とし 会社法の考え方にかかわら 区分が行われているのは、 ている(同条第1項)。法 分し、後者を役員給与に関 に他ならない。実務慣行と 考え方が定着しているから ての職務を明確に区分する ず、実務慣行として、役員 人税法において、こうした する規制の対象から除外し

ところで、会社法は使用 2 会社法の立場である(注 け込んでいると考えるのが 役としての給与であり、従 対して支給する給与を使用 取締役の地位と責任からす 減されることはない(注 れば、使用人兼務取締役に ることで取締役の責任が軽 としての責任を負わされて なされることなく、取締役 務であるかといった検討が 役としての地位にあり、責 まれてこない。全額が取締 1)。こうした使用人兼務 いる。使用人を兼務してい あるか、取締役としての職 兼務取締役のなした行為 会社法の判例では、使用人 任が問われることとなる。 変わることなく、常に取締 ようとも他の取締役と何ら 業員分給与額はその中に溶 に区分するという発想は牛 が、使用人としての職務で 人分給与と取締役分給与と

される役員分給与額は「役 されないからである。この るといった程度の認識しか とだけが新たな業務に加わ 度の取締役会に出席すると 通り従事しており、月に1 部長としての職務には従来 部長に昇格した場合、経理 員手当」としての性格が強 用人兼務でない取締役であ 役員はもちろんのこと、使 とした企業組織における部 れる。従って、使用人兼務 労働者か否かの判断がなさ 関係の有無・程度によって たる会社との間の使用従属 ため、使用人兼務役員の使 して捉えられており、支給 労働基準法では、使用者 Ш 経理部長が取締役経理

程における使用者の指揮・ ①業務の依頼に対する諾否 命令・監督の有無・程度、 有無・程度、③業務遂行過 務時間、勤務場所の拘束の の自由の有無・程度、②勤 場合がある。具体的には、 っても労働者と認定される

与額を超える場合とは役員分給与額が使用人 分給

服務規律適用の有無、④報

常継続的に遂行している役 を役員として実質的に、日 常務に従事する役員は 会社の経営に関する業務 員」(法人稅法基本通達9 ている。そもそも「会社の 経営に関する業務を遂行す -2-54本文)と定義され

企業統治編】」(有斐閣)

「改正会社法セミナー

注2) 江頭憲治郎他編

年功序列、終身雇用を前提 づらい。 支給されるとの考え方であ 額は、その上乗せ額として 用人分給与額は、使用人で 額が役員分給与額を超える る基礎となることから、 は、役員給与の規制が及ば る。また、使用人分給与額 ば同額となり、役員分給与 あった時点での給与額とほ 近づく傾向にある。 こうし 正額と認められる上限額に ない従業員賞与額を決定す たことから、使用人分給与 ような状況は、

使用人兼務役員給与の考え方労働法における

働者か否かが判断される 酬の労働対価性の有無・程 険の適用においても同様で 額が使用人分給与額よりも 係がこうした判定に影響す れる可能性がある。雇用保 分給与額の相対的な大小関 が、使用人兼務役員の場 ・程度等といった基準で労 務役員の労働者性が否定さ る場合がある。役員分給与 合、使用人分給与額と役員 **大きい場合には、使用人兼** ⑤業務の代替性の有無

役員の使用人分給与につい

訟の中で、労働者の地位を

めぐる争いの件数が最も多

いことを肝に銘じる必要が

て、類似する職務に従事す

使用人に対して支給した

与の額に相当する金額と

年6月20日判決など。 工業事件=東京地裁平成8 年6月20日判決など。 戻し事件 =東京地裁昭和61 (注1) 三井鉱山自社株買

項、例えば、設備投資、資金 足りないとされていること から、経営に関する重要事 て業務執行に関する意思 単に取締役会の構成員と 定に参画するだけ」では 」とは何を意味するのか、 た、従業員分賞与の金額算 していた場合が多く、ま 定の基礎にもなっていたか

り狭い概念である(注3)。いる」(法法2条15号)よ う。これまで、使用人兼務 超えるような例は稀であろ 給与額が使用人分給与額を の場合であっても、役員分 ると思われる。しかし、そ することが求められている 調達、販売・購買・生産計 みなし役員の定義にでてく の企画立案から実行指揮に る「法人の経営に従事して し考えられる。少なくとも、 役員がこのような経営上 私たちが関与している中 までの一連の業務を遂行 いる例は多く見受けられ 重要事項の遂行に関与し 企業の中には、使用人兼 組織変更・人事政策等 使用人兼務役員をめぐる訴 点には留意が必要である。 の改定は定期同額給与でな 脱退を検討する必要がある あること、雇用保険からの 保全されなくなるおそれが ていることを前提に、役員 ている」という実体が伴っ 業務を日常継続的に遂行し 員の労働者としての地位は くなること、使用人兼務役 決して不合理なことではな 員分給与額の比重を高めた の重さに鑑みた場合、使用 分給与額の比重を高めるこ 与として支給することは、 おける取締役の地位と責任 とは可能であると思われる。 八兼務役員といえども、役 、「会社の経営に関する ただし、事業年度中途で しかしながら、会社法に あるいは全額役員分給

森田政夫著「問答式法人稅 いる」の意義については、 事例選集」(清文社)460 (注3)「経営に従事して

(注4) 産労総合研究所編 「兼務役員ハンドブック」